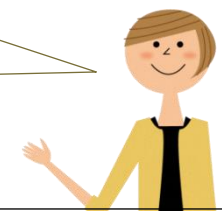


2026年度 平戸市移住定住環境整備事業補助金のご案内

平戸市では「ずっと住み続けたい」「住んでみたい」と思える魅力的なまちを実現するための取り組みを行っています。平戸市に移住・定住される際には、ぜひご利用ください。

事業名	対象者	補助対象住宅等	補助率及び補助額	申請期限	申請種別										
(1)新規転入者住宅取得支援事業 取得物件確認のため、ご自宅を訪問し、写真撮影をさせていただきます。	本市に住所を定めてから5年以内に住宅を取得した新規転入者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有する人。 ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	市内業者により建設された新築住宅	次の表で算出した価格【上限200万円】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築面積 (㎡)</th> <th>算出価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1㎡～100㎡未満</td> <td>170,000円×面積×10%</td> </tr> <tr> <td>100㎡～150㎡未満</td> <td>162,000円×面積×10%</td> </tr> <tr> <td>150㎡～200㎡未満</td> <td>153,000円×面積×10%</td> </tr> <tr> <td>200㎡～</td> <td>145,000円×面積×10%</td> </tr> </tbody> </table>	新築面積 (㎡)	算出価格	1㎡～100㎡未満	170,000円×面積×10%	100㎡～150㎡未満	162,000円×面積×10%	150㎡～200㎡未満	153,000円×面積×10%	200㎡～	145,000円×面積×10%	住宅を取得した日(住宅の引渡し日)から1年以内	取得(居住)後の申請
		新築面積 (㎡)	算出価格												
		1㎡～100㎡未満	170,000円×面積×10%												
100㎡～150㎡未満	162,000円×面積×10%														
150㎡～200㎡未満	153,000円×面積×10%														
200㎡～	145,000円×面積×10%														
市外業者により建設された新築住宅	次の表で算出した価格【上限100万円】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築面積 (㎡)</th> <th>算出価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1㎡～100㎡未満</td> <td>170,000円×面積×5%</td> </tr> <tr> <td>100㎡～150㎡未満</td> <td>162,000円×面積×5%</td> </tr> <tr> <td>150㎡～200㎡未満</td> <td>153,000円×面積×5%</td> </tr> <tr> <td>200㎡～</td> <td>145,000円×面積×5%</td> </tr> </tbody> </table>	新築面積 (㎡)	算出価格	1㎡～100㎡未満	170,000円×面積×5%	100㎡～150㎡未満	162,000円×面積×5%	150㎡～200㎡未満	153,000円×面積×5%	200㎡～	145,000円×面積×5%				
新築面積 (㎡)	算出価格														
1㎡～100㎡未満	170,000円×面積×5%														
100㎡～150㎡未満	162,000円×面積×5%														
150㎡～200㎡未満	153,000円×面積×5%														
200㎡～	145,000円×面積×5%														
空き家バンク登録物件	住宅取得費(宅地を含む)の7%又は50万円のいずれか低い額														
(2)市内在住者住宅取得支援事業 取得物件確認のため、ご自宅を訪問し、写真撮影をさせていただきます。	新たに住宅を取得した市内在住者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有する人。 ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	市内業者により建設された新築住宅	30万円。ただし、高校生以下の児童・生徒が同居の場合、1人につき10万円を加算。	中古住宅を取得又は賃借した日から1年以内。 ただし、市内に中古住宅を所有している人が行う場合は、この限りでない。	改修工事前の申請が必要です。										
		空き家バンク登録物件	住宅取得費(宅地を含む)の7%又は50万円のいずれか低い額												
(3)中古住宅改修費用支援事業(空き家バンク) 改修物件確認のため、ご自宅を訪問し、写真撮影(改修前・改修後)をさせていただきます。	市の空き家バンク制度を利用して中古住宅を取得又は賃借した新規転入者もしくは市内在住者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有する人又は市内に中古住宅を所有している人。 ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	平戸市の空き家バンクに登録した物件で、居宅の用に供するため改修する経費及び放置されていた家財道具の撤去費用。ただし、市の交付決定日以後の経費に限る。 【空き家バンク所有者】 登録物件の早期成約につなげることを目的として、事前に改修する場合にご利用ください。(成約相手・候補者が決まってからの改修は不可)。また、前述の目的により補助するため、改修後は引き続き空き家バンクに登録し、交渉・成約は空き家バンク制度を利用することをお願いいたします。	補助対象経費の1/2以内とし、50万円を限度とする。												
(4)UIターン者促進住宅改修支援事業 改修物件確認のため、ご自宅を訪問し、写真撮影(改修前・改修後)をさせていただきます。	新規転入者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有する人又はその親族(4親等以内)で市内に一戸建て住宅を所有している人。 ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	新規転入者又はその親族(4親等以内)が所有する市内の空き家(一戸建て住宅)で、新規転入者又はその親族が転入を機に新規転入者の居宅の用に供するため改修する経費。ただし、市の交付決定日以後の経費に限る。	補助対象経費の1/2以内とし、30万円を限度とする。ただし、高校生以下の児童・生徒が同居の場合、1人につき10万円を加算。	新規転入者が本市に転入した日から5年以内。 又は、転入前の改修については、転入前1年以内。											
(5)移住費用支援事業	新規転入者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有する人。 ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	市外から平戸市へ移住する際に生じる荷物運搬料及び交通費(有料道路代、燃料費等)	平戸市へ転入する前の住所が、長崎県外の世帯は、1世帯当たり6万円。長崎県内の世帯は、1世帯当たり4万円。	本市に転入した日から1年以内。	転入後の申請										

補助金申請につきましては、事前にご相談ください。



【お問合せ先】
平戸市役所 企画課 移住・定住政策班
〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地3
TEL 0950-22-9105
E-mail teiju@city.hirado.lg.jp

新規転入者 市内在住者 **家を建てた**

移住定住環境整備事業補助金交付申請書

暴力団排除に係る誓約書

移住定住環境整備事業補助金交付に関する誓約書

自治会加入証明書

住民票謄本 [平戸市発行のもの]

住宅取得に要する経費を明らかにできる書類 (工事請負契約書等の写し、見積明細、売買契約書など)

支払ったことが明らかにできる書類 (領収書、振込明細書等の写しなど)

取得した建物の登記事項証明書 (所有権に関する事項が明記されたもの)

転入前3年以上、他市町村の住民基本台帳に登録されていたことが分かる書類 (戸籍の附票、前住所地の住民票除票など)

新規転入者 市内在住者 **空き家バンクを購入した**

移住定住環境整備事業補助金交付申請書

暴力団排除に係る誓約書

移住定住環境整備事業補助金交付に関する誓約書

自治会加入証明書

住民票謄本 [平戸市発行のもの]

売買契約書

支払ったことが明らかにできる書類 (領収書、振込明細書等の写しなど)

取得した土地・建物の登記事項証明書 (所有権に関する事項が明記されたもの)

転入前3年以上、他市町村の住民基本台帳に登録されていたことが分かる書類 (戸籍の附票、前住所地の住民票除票など)

用語の定義

▶ **定住** 平戸市の住民として永住の意志をもって居住し、5年以上継続して住民登録し、かつ、生活の本拠が平戸市にあること。

▶ **新規転入者** 転入前3年以上、平戸市以外に住民登録していた人で、本市に定住を目的として住所を定め5年を経過していない人又は本市に定住を目的として住所を定める旨の誓約書を提出した人。

▶ **市内在住者** 市内に住所を有して5年以上経過している人(住民登録している人)。

▶ **空き家** おおむね1年以上居住その他の使用がなされていない状態の建築物。(ただし、2分の1以上が居住用であること)

▶ **新築** 自己の居住の用に供するための建物を新たに建設し、居住の用に供したことの無い住宅(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)。ただし、相続、贈与、その他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合を除く。

▶ **中古住宅** 過去に人の居住のために使用されていた物件で、売却又は5年以上引き続き賃貸できる物件、かつ、平戸市の空き家バンクに登録された住宅。

▶ **市内業者** 平戸市内に事務所を有する住宅建設関連業者で、建設業法に基づく許可を受けた法人又は個人で市長が認めるもの。

▶ **市外業者** 平戸市外に事務所を有する住宅建設関連業者で、建設業法に基づく許可を受けた法人又は個人で市長が認めるもの。

空き家バンク UIターン **リフォームをする**

移住定住環境整備事業補助金交付申請書

暴力団排除に係る誓約書

移住定住環境整備事業補助金交付に関する誓約書

自治会加入証明書

住民票謄本 [平戸市発行のもの]

建物の登記事項証明書 (所有権に関する事項が明記されたもの)

転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことが分かる書類 (戸籍の附票、前住所地の住民票除票など)

工事請負契約書、見積書 (内訳書)

UIターンの改修の場合は次の書類も必要です

戸籍謄本

所有者との関係を証明する書類 (戸籍謄本など)

紛争等が生じた場合の誓約書

空き家証明書

実績報告書

改修工事に要した請求書

支払ったことが明らかにできる書類(領収書、振込明細書)

※UIターンの改修(リフォーム)は、空き家に限ります。
※改修工事にかかる補助金申請の場合は必ず着工前申請が必要となります。
※工事中着工前と工事完了後に、市担当職員が現地へ外向き、工事内容と相違ないか確認を行い、写真を撮影します。

新規転入者 **引越をした**

移住定住環境整備事業補助金交付申請書

暴力団排除に係る誓約書

移住定住環境整備事業補助金交付に関する誓約書

自治会加入証明書

住民票謄本 [平戸市発行のもの]

転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことが分かる書類 (戸籍の附票、前住所地の住民票除票など)



ご注意ください!

※以下の要件に該当する場合、補助金の全部又は一部を返還いただきます。

- ①補助金の交付要件を欠くに至ったとき
- ②虚偽、その他の不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき
- ③当該補助金を目的外に使用したとき
- ④補助金の交付を受けた日から5年以内に交付対象となった住宅を売り渡し、または居住しなくなった、もしくは解体したとき
- ⑤その他、補助金交付の規定に違反したとき